

総合海洋政策本部について

(海洋基本法(平成19年法律第33号)[抄])

(設置)

第二十九条 海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に、総合海洋政策本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第三十条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 海洋基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 関係行政機関が海洋基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、海洋に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第三十一条 本部は、総合海洋政策本部長、総合海洋政策副本部長及び総合海洋政策本部員をもって組織する。

(総合海洋政策本部長)

第三十二条 本部の長は、総合海洋政策本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

(総合海洋政策副本部長)

第三十三条 本部に、総合海洋政策副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官及び海洋政策担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、海洋に関する施策の集中的かつ総合的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもって充てる。

(総合海洋政策本部員)

第三十四条 本部に、総合海洋政策本部員（以下「本部員」という。）を置く。

- 2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。

総合海洋政策本部幹事会について

平成 1 9 年 7 月 3 1 日
総合海洋政策本部決定
平成 2 0 年 3 月 1 8 日
平成 2 3 年 1 0 月 1 9 日
平成 2 4 年 5 月 2 5 日
平成 2 5 年 4 月 2 5 日
平成 2 6 年 7 月 4 日
平成 2 9 年 4 月 7 日
平成 3 0 年 5 月 1 5 日

一部改正

1. 総合海洋政策本部令（平成19年政令第202号）第3条の規定に基づき、関係行政機関相互の緊密な連絡の下、総合海洋政策本部における海洋基本計画の案の作成、同基本計画に基づく施策の実施の推進並びに、海洋施策の推進に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に資することを目的として、総合海洋政策本部幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。
2. 幹事会の構成員は、次のとおりとする。ただし、幹事会の議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長	内閣官房副長官（事務）
副議長	内閣官房副長官補（内政）
	内閣官房副長官補（外政）
構成員	内閣府総合海洋政策推進事務局長
	内閣官房内閣審議官
	内閣府大臣官房長
	警察庁警備局長

金融庁総務企画局総括審議官
復興庁統括官
総務省大臣官房総括審議官
法務省大臣官房長
外務省総合外交政策局長
財務省大臣官房審議官
文部科学省研究開発局長
厚生労働省大臣官房審議官
農林水産省水産庁長官
経済産業省資源エネルギー庁長官
国土交通省総合政策局長
国土交通省海上保安庁長官
環境省水・大気環境局長
防衛省防衛政策局長

3. 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。
4. 幹事会の庶務は、内閣官房の協力を得て、内閣府において処理する。
5. 前各項に掲げるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。
6. 「海洋開発関係省庁連絡会議（昭和55年6月17日内閣官房長官決裁）」及び「大陸棚調査・海洋資源等に関する関係省庁連絡会議（平成16年8月4日内閣官房長官決裁）」が廃止されたことにともない、これらの連絡会議において決定した事項については、幹事会に引き継がれたものとみなす。